

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。

この証明書は、平成12年4月1日以降に登記されていないことを証明するものであり、同年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは、従来どおり本籍地の市区町村が発行する身分証明書、戸籍謄本又は抄本になります。

1 証明書の交付申請手続

○窓口申請の場合

表面の申請書に所要事項を記入。

⇒ 申請書に**登記印紙**（注1）（1通 ⇒ 500円）を貼付。

⇒ 申請書を直接窓口へ提出。（注2）

○郵送申請の場合

表面の申請書に所要事項を記入。

⇒ 申請書に**登記印紙**（注1）（1通 ⇒ 500円）を貼付。

⇒ 返信用封筒（あて名を明記・切手を貼付したもの）

を同封し、下記のあて先へ送付。（注3）

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

（交通：地下鉄九段下駅 6番出口 徒歩5分）

TEL 03-5213-1234（代表）、03-5213-1360（ダイヤルイン）

2 申請書の記入上の注意事項

(1) 「請求される方」欄

必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。

代理人が申請する場合は、「請求される方」の押印は不要です。

(2) 「代理人」欄

代理人が申請する場合 ⇒ 委任を受けた方の住所・氏名を記入。代理人は必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。

(3) 「返送先」欄

証明書の送付先を(1)又は(2)以外とした場合に記入。

なお、送付先は必ず申請された方の勤務先・居所等に返送される宛先に限ります。

(4) 「添付書類」欄

本人が申請する場合 ⇒ 添付書類は不要。

本人の配偶者又は四親等内の親族が申請する場合 ⇒ 発行から3か月以内の戸籍謄本又は抄本が必要。

代理人が申請する場合 ⇒ 本人、その配偶者又は四親等内の親族からの委任状が必要。

ただし、本人の配偶者又は四親等内の親族の方から委任された場合は、委任状及び発行から3か月以内の戸籍謄本又は抄本が必要。

また、法人が代理人の場合は、発行から3か月以内の代表者の資格証明書又は法人の登記簿謄本が必要。

(5) 「証明事項」欄

証明事項のチェックは、証明書の提出先の官公庁等に確認してください。

なお、《宅地建物取引業、産業廃棄物処理業、警備業、貸金業、古物営業、風俗営業》については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」の事項にチェックしてください。

(6) 「証明を受ける方」欄

この申請書は自動読取装置で機械処理しますので、該当事項のチェック及び所要事項の記入は明瞭に願います。特に「証明を受ける方」欄は、この部分がそのまま証明書に複写されますので、字画をはっきりと、住所又は本籍を正確に記入してください。

なお、外国人の場合は、①氏名欄は本国名を、④本籍欄は□国籍欄にチェックし、国籍のみを記入してください。

注1 1通につき500円分の**登記印紙**を、申請書の所定の箇所に貼り付けてください。

登記印紙は、各中央郵便局、各家庭裁判所の最寄りの郵便局、法務局・地方法務局及びその支局・出張所で印紙売場が設置されているところで入手できます。

注2 窓口の受付時間は8:30から17:00です。

注3 郵送申請の場合は、1週間程度要します。なお、申請が集中する時期は更に相当日数を要する場合がありますので、できるだけ余裕をもって申請してください。

ご不明な点は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。